



1 世帯10万円、臨時特別給付金(追加分)のご案内

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎476-1111 (140・146)

令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯に対する臨時特別給付金については、ほとんどの対象者に支給が済んでいますが、更に給付金の対象外だった世帯のうち、令和4年度の住民税均等割が非課税となった世帯に対し、給付金を支給いたします。

また、同じく対象外だった世帯のうち、令和4年1月以降の家計急変世帯についても支給いたします。

支給対象となる世帯 (I・IIのいずれかにあてはまる世帯)

※令和4年1月以降、既に給付金を受給された世帯は対象外です

I 世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」の
世帯

II 令和4年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入と
なった世帯 (家計急変世帯)

①世帯の全ての方が令和3年12月10日 以前から現住所にお住まいの世帯

- 令和4年6月1日現在で住民登録のある市区町村から確認書が届きます (返送が必要)。

②世帯の中に令和3年12月11日以降に 転入した方がいる世帯

- 給付金を受け取るには申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に令和4年6月1日現在で住民登録のある市区町村にご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯 (家計急変世帯)

- 申請が必要です。
- 申請期限: **令和4年9月30日 (金)**

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。申請書には必要事項を記入のうえ、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給 (詐欺罪) に問われる場合があります。

◇住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください。

- 【お問い合わせ先】 ○内閣府 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
コールセンター ☎0120-526-145 (受付時間 9:00～20:00 / 土日祝除く)
○大崎町役場保健福祉課社会福祉係 ☎476-1111 (内線140・146)